

利用規約 コーチングサポート

第 1 条(適用の範囲)

本規約は、株式会社 HIYOTO Fly(以下「運営者」という)が運営する、英語コーチングサービスに申し込みをした者(以下「利用者」という)と運営者との一切の関係に適用されるものとします。

第 2 条(サービス内容)

本サービスの内容は、利用者への英語レッスン、自習課題の指導、その他学習指導など、英語における総合的な学習サポートを提供することをいいます。

第 3 条(契約成立の手続)

1. 利用者は、本サービスの提供を希望する場合には、以下の何れかの方法でサービス提供の申込を行うことができます。なお、利用者が申込の後、支払いを行なった時点で本規約を承認したものとみなします。

(1)書面申込。運営者が交付する運営者所定の申込書に必要事項を記入して署名捺印し、申込書を運営者に提出する方法。

(2)本サイトの申し込み画面から必要事項を入力し、送信を行う方法。

(3)運営者のメールアドレスに申込のメールを送信する方法。

(4)その他運営者が別途定める方法。

2. 当社は、利用者からの本契約の申込みが以下に定める事由に該当するとき
に、利用者の申込みを断る場合があります。

(1) 申込み希望者が渡航に適した条件を備えていないと当社が判断したとき。

(2) 未成年や学生の申込み希望者が、親権者（保護者）その他法定代理人の同意を得ていないとき。

(3) 利用者の希望する研修機関が受け入れ不可能な状態にあるなど、渡航できる可能性が明らかでないときと当社が客観的に判断したとき。

(4) 期限までに渡航手続きが完了する見込みがないとき。

(5) その他、当社の認めるところによる事由がある場合。

3. 18歳未満の方は保護者の同意を条件とします。

第4条（本サービスの利用期間）

利用者が本サービスの提供を受けることができる期間（以下「利用期間」といいます）は、サービス提供の申込の際に運営者と利用者が双方確認した上で決定するものとします。

第5条(料 金)

1. 利用者は、本サービスの利用の対価として、運営者が別途定める利用料金を運営者に支払うものとします。
2. 一旦受領した料金は、運営者都合でサービス提供が停止された場合を除き、一切返還いたしません。

第 6 条(利用者情報の取扱い)

利用者は、利用者情報の管理責任を負担するものとし、利用者情報を個人情報保護に関する法律、関係法令及びガイドライン、運営者規定の「プライバシーポリシー」、その他規定を遵守して取り扱うものとします。

第 7 条（遵守義務）

1. 申込者は、本会の定める規定、講師及び本会の職員の指示や指導を遵守するものとします。
2. 申込者は、本会の運営に対して妨害となる行為、本会を誹謗中傷する行為、その他公序良俗に反する行為を行わないものとします。

第 8 条(サービス提供の停止)

1. 運営者は、本サービスの提供契約成立後といえども、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止し、以後提供期間中の本

サービスの供給を終了することができるものとします。

2.前項の停止により利用者が損害を被った場合であっても、運営者は責を負わないものとします。

第 9 条(免 責)

前条各号の場合を含め、運営者は、利用者に対し、本サービスの提供不能、又は不完全な提供等の事態が発生した場合であっても故意又は重過失なき限り、当該事態に関連するクレーム又は損害について、一切の責任を負わないものとします。

第 10 条(著作権)

本サービスに関する一切(情報・しくみ・ノウハウ・プログラムソース・写真等本サービスを構成する全ての要素を含む)の著作権は、運営者に帰属するものとします。

第 11 条(損害賠償責任)

利用者は、第 13 条第 2 項各号所定の事由に該当することにより運営者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。また、これらの事由によ

り第三者との間でトラブルが発生した場合には、利用者の費用と責任で解決するものとし、運営者に損害を与えることのないものとします。

第 12 条(休会)

1. 利用者が本サービスの利用を一時的に休止し、その休止期間分の利用期間の延長を希望する場合、利用者は、原則として契約中 1 回のみ、休会開始日を指定し 1 週間または 2 週間の期間を選択して、休会することができます。
2. 休会する場合、利用者は、当社が別途定める手段にて休会申請を行うものとします。休会申請は、休会開始日の前日までに行われる必要があります。
3. 休会期間が満了した時点をもって、利用期間の計算が自動的に再開します。

第 13 条(契約の解除等)

1. 利用者は、いつでも、運営者所定の方法によりサービス提供の一部又は全部の終了を申し出ることができるものとし、運営者が当該申出を受領した時点で当該サービスの提供契約は終了するものとします。
2. 運営者は、利用者が以下の各号に該当した場合には、何ら催告なくして本サービスの提供に関する契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(1)本規約に違反した場合

(2)申込時に運営者に申告した内容につき事実と反する事項があった場合

(3)その他、上記各号に準ずる不正もしくは違法な行為があった場合

第 14 条（通知）

1. 利用者と当社との連絡は、SNS、メール、電話など当社の指定する連絡方法によるものとします。利用者は、少なくとも2種の連絡方法について、アカウント・アドレス・番号等を当社に届け出るものとし、またそれらに変更があった場合も直ちに当社に届け出るものとします。

2. 利用者から届け出られたアドレス・番号等に対して当社が利用者に連絡を行なった場合、その連絡は利用者の確認の有無を問わず到達したものとみなします。

3. 利用者から届け出られたアドレス・番号等以外を使っての利用者が当社に連絡を行なった場合、当社はその連絡を利用者からの連絡として受けないことがあります。

第 15 条（本規約の変更）

本規約は、事情により予告なしに変更されることがあります。本規約を変更する場合は、当社ホームページにその旨を記載して告知します。告知後に、利用

者が変更への不同意箇所を特定して留保するなく当社の提供する留学サポート
を利用し続けた場合は、変更後の本規約に同意したものとみなされるものと
します。

第 16 条(協議事項)

利用者及び運営者は、本規約に定めのない事項及び本規約の各条項の解釈につ
いて疑義が生じた場合には、互いに誠意をもって協議し解決するものとしま
す。

第 17 条(管轄裁判所)

本規約及び本サービスの提供に関して生じた紛争については、東京地方裁判所
を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**本規約の規定にかかわらず、利用期間が2ヵ月以上、料金が5万円以上のサー
ビス（複数サービス利用の場合はその合計額が5万円以上）については、以下
の【クーリング・オフに関する事項】及び【中途解約に関する事項】が適用さ
れます。**

【クーリング・オフに関する事項】

契約締結書面として本規約を受領した日より 8 日が経過するまでは、書面により契約を解除（クーリング・オフ）することができます。

利用者が不実のことを告げられて誤認し、又は威迫されたことにより困惑してクーリング・オフをしなかったときは、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日から 8 日が経過するまではクーリング・オフができます。

クーリング・オフは書面を発したときに効力を生じます。

クーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。既にサービスを提供した場合にも金銭の支払を請求いたしません。また、金銭を受領している場合は、速やかにその全額をお返しいたします。

【中途解約に関する事項】

利用規約を受領した日から起算して 8 日を経過した後において、以下のとおり費用を負担して、将来に向かって契約を解約できます。本会は、以下に定める費用以外の費用を請求いたしません。なお、解約にあたっては、本会所定の書類により申し出るものとします。

〔サービス提供日までの解約について〕 手数料 15,000 円

複数サービスを利用している場合、サービス提供日前とはいずれのサービスの

利用も始まっていない場合をいいます。

[サービス提供日以後の解約について] 以下の (1) 及び (2) の合計額

(1) 既利用分の料金 (支払い済料金 ÷ サービス回数 × 利用回数)

既利用分の料金の計算にあたっては、学習サービスの開始日から解除の申出日までの期間は学習サービスがなされている限り、現実の利用の有無を問わず利用したものとみなします。また、解除の申出日がサービス日である場合はサービスの開始前後を問わず利用したものとみなします。

(2) 解約手数料として、5 万円又は契約残額の未利用分料金 (支払い済料金 ÷ サービス回数 × 未利用回数) の 20% に相当する額のいずれか低い額